

「滋賀県立総合病院で使用する電気」に関する質問への回答書

NO.	項目	質問内容	回答
1	単価の記載について	内訳書に入力する単価は税抜単価でお間違いないでしょうか。税抜単価で入札する場合、契約時や請求時は単価を税抜から税込とさせていただきます。その際に小数点以下に端数が生じてしまいますが端数処理方法に指定がございましたらご教示お願いいたします。	別紙様式1入札書に記載のとおりです。 契約時や請求時は単価を税抜から税込の記載であることを承します。 端数処理方法についての指定はありません。
2	内訳書の記載方法	入札書と共に内訳書の送付は必要でしょうか。必要な場合、内訳書は任意様式にて作成しても問題ないでしょうか。	内訳書については、入札時点では任意での提出とします。 入札時点で提出される場合は、任意書式で入札書に同封してください。 入札時点で提出されない場合、開札後、入札書に記載された金額の算出根拠や計算式を確認するために内訳書の提出を求める場合がありますのでご了承ください。
3	内訳書の記載方法	(必要な場合)内訳書の記載に関して、基本料金計と電力量料金計の各項目に端数処理の指定はございますでしょうか。(小数点3位以下切り捨てなど)	別紙様式1入札書記載の項目以外に指定はありません。
4	内訳書の記載方法	(必要な場合)内訳書の記載に関して、基本料金・従量料金の月合計などの端数処理に指定はございますか。	上記のとおり
5	内訳書の記載方法	(必要な場合)内訳書の記載に関して、年間総価金額[税込み金額]から入札金額[税抜き金額]に表示しなおす際の端数処理に指定はございますか。[例:税込みから税抜きの割り戻しは端数切り上げなど]	上記のとおり
6	内訳書の記載方法	入札金額の算定時には、燃料費調整額を含みますでしょうか。また、燃料費調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。含む場合、何年何月分のもを適用するかご教示をお願いします。	含みません。
7	内訳書の封入方法	内訳書が必要な場合、入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	上記、質問2のとおり その他は、入札説明書記載のとおり
8	入札書について	入札書の送付時は二重封筒の指定はございますでしょうか。	入札説明書記載のとおり
9	再入札に関して	弊社は立ち合いせず初度入札のみ参加し、落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に二回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要があるでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	必要ありません。 辞退届は任意様式になります。
10	現在の契約内容	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。 例:〇〇電力 業務用電力、高圧電力等	質問回答1(滋賀県立総合病院で使用する電気) 質問11にて回答  契約種別:特別高圧電力
11	現在の契約内容	自家発補給電力の契約はないという認識でお間違いないでしょうか。	質問回答1(滋賀県立総合病院で使用する電気) 質問7にて回答
12	契約電力の変更	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか 下記確認をお願い致します。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。  (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)  (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力になります。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)	質問回答1(滋賀県立総合病院で使用する電気) 質問27にて回答  (500kW未満の実量制契約の場合) 今回は特別高圧のみとなりますので、引き継ぎは行えません。  (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) 了承します。  (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) 了承します。

13	違約金に関して	協議制契約の場合契約電力変更を1年以内複数回行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか	契約書のとおり
14	燃料費調整に関して	請求書の表記[2025年〇月分]について、 〔操上検針の場合〕 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金として請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 〔分散検針の場合〕 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	請求書の記載は1日から月末までの記載とし、当月の請求としてください。
15	燃料費調整に関して	弊社では、入札時に管轄エリアのみなし小売電気事業者が現在適用・実施している燃料費等調整制度を前提とし単価設定を行っております。弊社が落札した場合、入札時のみなし小売電力事業者の燃料費等調整制度を契約期間中適用させて頂く事を前提としております。入札以降にのみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度が変更された場合には全体の電気料金が入札時に比べ大きく変動する可能性があるため協議とさせて頂きたいのですが問題ないでしょうか。	協議します。
16	請求書について	弊社の請求書は、原則、翌月10営業日迄にWebサイト上で開示、15営業日迄に原本の到着とし(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)、検針日から30日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。	請求書の原本の郵送をお願いします。 また、契約書(案)第13条2項にありますように、「請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う」となります。
17	請求書について	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客様にはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	質問回答1(滋賀県立総合病院で使用する電気) 質問14にて回答
18	契約書に関して	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	協議します。
19	契約書に関して	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	開札後できるだけ早い日を予定しています。 協議します。
20	支払方法について	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。また、分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	銀行振込になります。 毎月のお支払いになります。